庄監公告第５号

地方自治法第199条第項及び庄内町監査委員条例第9条の規定により、令和8年度財政援助団体等監査結果の報告について、別紙のとおり公表する。

令和８年１０月１９日

庄内町監査委員　安　藤　一　雄
庄内町監査委員　石　川　武　利

監 発 第 ４ ０ 号
令和８年１０月１６日

庄内町長　富　樫　　透　殿

庄内町監査委員　安　藤　一　雄
庄内町監査委員　石　川　武　利

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第１９９条第７項の規定により実施した監査の結果に関する報告書を、同条第９項の規定により提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の概要

（1）監査の対象

・団体名　　庄内町商工会

・補助金の名称及び金額

令和７年度 庄内町商工会事業補助金	4,995 千円
令和７年度 庄内町商工業振興支援事業補助金（後継者育成支援事業）	340 千円
令和７年度 庄内町食の魅力発信事業補助金	300 千円

・所管課　　商工観光課

（2）監査執行日

令和８年８月２４日（月）

（3）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2　監査の結果

会計処理及び当該補助金の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の概要

（1）監査の対象

・指定管理者　　庄内町南野字十八軒２１番地１
　　和合の里を創る会　会長　加藤　隆一

・指定管理施設　　庄内町余目第四まちづくりセンター

・委託料及び交付金の名称及び金額

令和７年度 庄内町余目第四まちづくりセンター指定管理委託料　　14,494 千円

令和７年度 庄内町コミュニティ事業推進交付金　　17,178 千円

・所管課　　企画情報課

（2）監査執行日

令和８年９月１６日（水）

（3）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、委託料及び交付金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2　監査の結果

会計処理及び当該委託料及び交付金の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の概要

（1）監査の対象

・指定管理者　　庄内町狩川字大釜１１番地１
　　風来風流の会　会長　石　川　俊　一

・指定管理施設　　庄内町狩川まちづくりセンター

・委託料及び交付金の名称及び金額

令和７年度 庄内町狩川まちづくりセンター指定管理委託料　　17,424 千円

令和７年度 庄内町コミュニティ事業推進交付金　　10,581 千円

・担当課　　企画情報課

（2）監査執行日

令和８年９月１６日（水）

（3）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、委託料及び交付金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2　監査の結果

会計処理及び当該委託料及び交付金の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の概要

（1）監査の対象

・団体名　　庄内町国際交流協会

・交付金の名称及び金額

令和７年度 庄内町国際交流協会交付金　　5,587 千円

・担当課　　企画情報課

（2）監査執行日

令和８年９月１７日（木）

（3）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、交付金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2　監査の結果

会計処理及び当該交付金の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。

財政援助団体等監査結果報告書

1　監査の概要

（1）監査の対象

・団体名　　庄内町新産業創造協議会

・委託料の名称及び金額

令和７年度 地域６次産業化推進事業委託料　　12,454 千円

・担当課　　商工観光課

（2）監査執行日

令和８年９月１７日（木）

（3）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、委託料に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2　監査の結果

会計処理及び当該委託料の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。

財政援助団体等監査結果報告書

１　監査の概要

（１）監査の対象

・団体名　　社会福祉法人庄内町社会福祉協議会

・補助金の名称及び金額

令和７年度 庄内町社会福祉協議会補助金　　29,668 千円

・担当課　　保健福祉課

（２）監査執行日

令和８年９月２８日（月）

（３）実施した監査の手続き

地方自治法第１９９条第７項の規定により、補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

２　監査の結果

会計処理及び当該補助金の執行は、事業の目的に照らして適正に行われていると認められた。